

「2011 国際森林年」のロゴマークの使用について

平成22年8月12日付の林野庁プレスリリース「『2011 国際森林年』について」において仮訳を添付した標記ロゴマーク使用のガイドラインについて、その詳細を国連森林フォーラム（UNFF：United Nation Forum on Forests）事務局へ確認した結果を下記のとおりお知らせします。

関係各位のロゴマークの使用に際し、更にご不明な点がありましたら担当までご連絡頂ければ幸いです。

記

問1：民間企業によるロゴマークの使用は、全て「営利団体によるロゴの使用」の分類となりますか。

答：必ずしもそうではありません。ガイドラインによれば民間企業のロゴマークの使用は全て「営利団体によるロゴの使用」のように読めますが、UNFFに確認したところ、民間企業であっても、営利を目的とせず、情報提供の目的としてロゴマークを使用する場合には、「ロゴの情報としての使用」に該当する場合があります。

問2：民間企業がウェブサイトや名刺に国際森林年のロゴを掲載する場合、「営利団体によるロゴの使用」の分類になりますか。

答：その場合には「ロゴの情報としての使用」の分類となります。そのため、責任免除書を送付する手続きが必要です。また、国際森林年に直接関係する商品（お土産品、シャツや帽子など）及びサービスを提供する場合には、「営利団体によるロゴの使用」に基づく手続きが必要です。

問3：「ロゴの情報としての使用」のために責任免除書を国連森林フォーラムに送付した後、UNFFから許可する旨の返信があつて初めてロゴマークが使用できるようになるのでしょうか。

答：責任免除書をUNFFに送付すれば、その時点でロゴは使用可能となります。責任免除書はUNFF側の記録となるとともに、責任免除書を送付した者には、UNFFからロゴマークの高解像度の電子ファイルが送付されます。

問4：「営利団体によるロゴの使用」の場合、国際森林年に関連する活動への出

費や拠出、またはロゴの使用料等が求められることになりますか。

答：「営利団体によるロゴの使用」の場合、UNFFとの間での契約を結ぶ必要がありますが、そのことによってUNFF側から何からの支出を求められることはありません。

問5：「営利団体によるロゴの使用」の場合、契約には「国連での一般の契約条件 (United Nations General Conditions of Contract)」を含むこととされていますが、これを参照することは出来ますか。

答：以下のURLで入手することが可能です。

<http://www.un.org/depts/ptd/conditions.htm>

問6：報道機関が国際森林年に係る報道を行う場合にも、UNFFへの申請が必要ですか。

答：報道機関が国際森林年に関して報道する場合、申請等の手続きは一切必要ありません。また、報道の中でロゴマークを紹介することについても同様に手続き等は一切必要ありません。

責任免除書を送付して頂きたいのは、御社のウェブサイト上や新聞紙上等に、2011年を通じて国際森林年の項目を設ける等、通常の報道形式以外のものである場合となります。

問7：地方公共団体はロゴ使用の申請を行う必要がありますか。

答：日本政府として「ロゴの情報としての使用」に係る申請を既に行っており、これには地方公共団体が含まれます。従って地方公共団体は追加の申請を必要とせず、ロゴマークを情報として使用することが可能です。

以上